

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

● 告示  
● 森林法第百八十九条の掲示  
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

● 公告  
● 開発行為に関する工事完了……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………  
● 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………  
● 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………

## 告示

### ● 東京都告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和二年六月十一日

東京都知事 小池百合子

### 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八丈島八丈町榎立二五 六四番一	菅本りわ	八丈町役場
八丈島八丈町榎立二五 六四番二	菅本幸男	
八丈島八丈町榎立二五 九二番一	菅本幸男	
八丈島八丈町榎立二五 九二番二	菅本幸男	
八丈島八丈町大賀郷九 三一番三	蓑和田ナカ子	
八丈島八丈町大賀郷九 四二番二	伊勢崎信次	
八丈島八丈町大賀郷九 四六番二	藤麗商事株式会社	
八丈島八丈町大賀郷九 四六番二	藤井郁雄	
八丈島八丈町大賀郷九 四六番二	藤井啓一	

### 二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、令和二年東京都告示第三百七十三号のとおり。

## 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
住所及び氏名

武蔵村山市伊奈平五丁目六十番一の一部  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和二年六月十一日

東京都水道局長 中嶋正宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
------	----	-----	----	-------

一〇〇二	株式会社	水口 亮介	江東区東陽五丁目二十	令和二年四月二十
------	------	-------	------------	----------

七	城東工業	昇和ビル二階	六番十四号	同日
---	------	--------	-------	----

八	株式会社	立石 健二	中野区野方二丁目二番	同日
---	------	-------	------------	----

九	株式会社	今井 正樹	中野区弥生町三丁目四	同日
---	------	-------	------------	----

九	今井設備	今井 正樹	中野区弥生町三丁目四番八号コ	同日
---	------	-------	----------------	----





